

最高裁判所（第三小法廷） 令和●●年（〇〇）第●●号、令和●●年（〇〇）第●●号 平成30年6月5日付でされた不動産の差押処分の取消訴訟請求上告事件

国側当事者・国

令和3年8月10日棄却・不受理・確定

（控訴審・福岡高等裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和3年2月18日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分（順号2021-5））

（第一審・福岡地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年9月2日判決、本資料・徴収関係判決令和2年判決分（順号2020-19））

決 定

上告人兼申立人	X
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山本 陽介

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年8月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政